

社会福祉法人神川町社会福祉協議会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神川町社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の用務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の旅費)

第2条 協議会の用務のため旅行する職員に支給する旅費については、神川町職員等の旅費に関する条例及び神川町職員等の旅費支給に関する規則の例による。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、神川町における旅費の取り扱いの例に準じ、会長が定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から適用する。

この規程は、平成19年2月1日から適用する。